

五霞町納税等記録票について

町の税金や上下水道料金、保育料等の年間スケジュールが記載されている「五霞町納税等記録票」は、役場④番窓口に備えてあります。

また、町公式ホームページからダウンロードもできますので、利用してください。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

町税を一時的に納付することができない人のために猶予制度があります

猶予制度とは、町税を一時的に納付することができない場合または財産の差押や売却を直ちにすることにより、その事業の継続、若しくは、生活の維持を困難にするおそれがある場合に利用できる制度で「徴収の猶予」と「換価（売却）の猶予」があります。

徴収の猶予の要件

- ・災害、盗難、病気等により一時に納付することができないとき
- ・事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき等

換価（売却）の猶予の要件

- ・納税について誠実な意思を有している人が、町税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるとき
- ・猶予を受ける町税以外の町税に滞納がないとき
- ・令和3年4月1日以降に納期限が到来する町税で、その町税の納期限から6カ月以内に申請書が提出されたとき等

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

募 募 集

五霞ふれあい祭り実行委員

活動内容

11月7日(日)に開催する第15回五霞ふれあい祭りの企画立案や運営、周知活動などを行います。

※新型コロナウイルス感染症拡大により、ふれあい祭りが中止となる場合があります。

応募資格

高校生以上で関心のある方

※町内外は問いません。高校生の場合は、保護者の同意が必要です。

- 募集人数 10名程度
- お申し込み方法

①応募申込書を直接持参またはFAXで提出する方法

※応募申込書は、町公式ホームページまたはまちづくり戦略課窓口から取得できます。

②QRコードから申し込み方法



※通信費は、個人負担となります。

○お申し込み期限 4月23日(金)

お問い合わせ・提出先

五霞ふれあい祭り運営委員会事務局（まちづくり戦略課内）
☎(84)1111（内線222）
FAX 0280(84)1478

相 談

生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。

個人の秘密は厳守しますので、お気軽に相談ください。

相談場所

- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日程について

は、お問い合わせください。
お問い合わせ
ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)

生活困窮者自立相談支援事業巡回相談

茨城県では、生活に困っている、仕事が見つからない、家賃が払えない等の困り事がある方からの相談をお受けしています。

県の支援員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。相談は予約制となりますので、健康福祉課まで連絡してください。

日程

- 令和3年
 - 4月8日(木)、5月13日(木)
 - 6月10日(木)、7月8日(木)
 - 8月12日(木)、9月9日(木)
 - 10月14日(木)、11月11日(木)
 - 12月9日(木)
- 令和4年
 - 1月13日(木)、2月10日(木)
 - 3月10日(木)

○時間 午前10時～午後3時
(正午から午後1時を除く)

※1人1時間程度となります。

予約先

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

お問い合わせ
県西県民センター
県民福祉課地域福祉室境分室
☎(87)0224

障害者相談

障害者(児)やその家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には、専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問も可能です。

日程

- 令和3年
 - 4月8日(木)、5月7日(金)
 - 6月8日(火)、7月8日(木)
 - 8月6日(金)、9月8日(水)
 - 10月8日(金)、11月8日(月)
 - 12月8日(水)
- 令和4年
 - 1月7日(金)、2月8日(火)
 - 3月8日(火)

○時間 午後2時30分～午後4時

○場所 役場1階 小会議室

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)